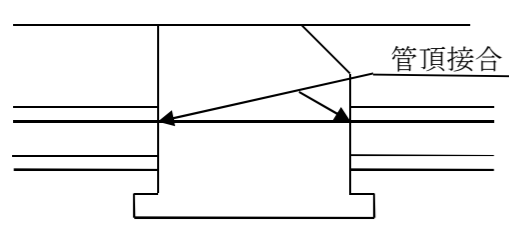


改正前	改正後	備考																														
<p>管工事(排水)無償譲渡の審査基準</p>	<p>管工事(排水)無償譲渡の審査基準</p>																															
<p>[目的]</p> <p>上・下水道施設等の無償譲受事務取扱要綱に基づき、道路又は私有地内に設けられている私有の下水道施設を、当該所有者から無償で譲り受ける場合の審査基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1. 使用材料について</p> <p>工事で使用する下水道用資器材は、水道局が承認している製品とする。</p> <p>2. 管布設について</p> <p>(1)管種については、原則として下水道用硬質塩化ビニル管（VU）又は、硬質塩化ビニル管（VP）とする。</p> <p>(2)管きよの最小口径は原則としてφ200mmとする。</p> <p>ただし、管路総延長200m以内の行き止まり区間で将来上流からの流入の見込みがない管路については、φ150mmとすることができる。</p> <p>(3)管きよの最小勾配は原則として次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">[管きよの最小勾配]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">管 径</th> <th style="width: 15%;">φ150</th> <th style="width: 15%;">φ200</th> <th style="width: 15%;">φ250</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管 種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">硬質塩化ビニル管(VU・VP)</td> <td style="text-align: center;">4.0‰</td> <td style="text-align: center;">3.0‰</td> <td style="text-align: center;">2.0‰</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)φ100, 150mmを取付管として使用する場合、最小勾配は10‰とする。</p> <p>※勾配=(上流側管口部の管底高-下流側管口部の管底高)÷路線延長</p> <p>(4)管きよの最小土被りは原則として1.00mとする。</p> <p>(5)管きよの接合について</p> <p>(ア)管径が変化する場合、または2本の管きよが合流する場合の接合方法は、原則として管頂接合とする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(注)1. 下流管と上流管の内上端を接合する。</p> <p>2. 管きよ径の変化する箇所には、マンホール又は、ますを設置する。</p> <p>(イ)地表勾配が急な場合には、管きよ径の変化の有無に係らず、原則として地表勾配に応じた段差接合とする。</p>		管 径	φ150	φ200	φ250	管 種						硬質塩化ビニル管(VU・VP)	4.0‰	3.0‰	2.0‰	<p>[目的]</p> <p>上・下水道施設等の無償譲受事務取扱要綱に基づき、道路又は私有地内に設けられている私有の下水道施設を、当該所有者から無償で譲り受ける場合の審査基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1. 使用材料について</p> <p>工事で使用する下水道用資器材は、水道局が承認している製品とする。</p> <p>2. 管布設について</p> <p>(1)管種については、原則として下水道用硬質塩化ビニル管（VU）又は、硬質塩化ビニル管（VP）とする。</p> <p>(2)管きよの最小口径は原則としてφ200mmとする。</p> <p>ただし、管路総延長200m以内の行き止まり区間で将来上流からの流入の見込みがない管路については、φ150mmとすることができる。</p> <p>(3)管きよの最小勾配は原則として次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">[管きよの最小勾配]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">管 径</th> <th style="width: 15%;">φ150</th> <th style="width: 15%;">φ200</th> <th style="width: 15%;">φ250</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管 種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">硬質塩化ビニル管(VU・VP)</td> <td style="text-align: center;">4.0‰</td> <td style="text-align: center;">3.0‰</td> <td style="text-align: center;">2.0‰</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)φ100, 150mmを取付管として使用する場合、最小勾配は10‰とする。</p> <p>※勾配=(上流側管口部の管底高-下流側管口部の管底高)÷路線延長</p> <p><b>(4)管きよの最大勾配は、道路勾配を標準とする。</b></p> <p><b>(5)管きよの最小土被りは原則として1.00mとする。</b></p>		管 径	φ150	φ200	φ250	管 種						硬質塩化ビニル管(VU・VP)	4.0‰	3.0‰	2.0‰	<p>「開発行為等における汚水排水施設の整備に関する手引き」に準じ修正</p> <p>また施工については、「5.準拠する図書」に基づくこととする</p> <p>「開発行為等における汚水排水施設の整備における汚水排水施設の整備に関する手引き」に準じ修正</p> <p>(5)(ア)～(イ)は施工方法のため削除</p>
	管 径	φ150	φ200	φ250																												
管 種																																
	硬質塩化ビニル管(VU・VP)	4.0‰	3.0‰	2.0‰																												
	管 径	φ150	φ200	φ250																												
管 種																																
	硬質塩化ビニル管(VU・VP)	4.0‰	3.0‰	2.0‰																												

管工事（排水）無償譲渡の審査基準（新旧対照表）

<p>(ウ)縦断方向に同口径の管きょが会合するマンホールにおいては、インバート部の勾配段差は2cmとする。</p> <p>(エ)管きょの継手は水密性及び耐久性のあるものとし、ゴム輪受口を標準とする。</p> <p>(オ)管きょとマンホール等、剛性の高い構造物との接続には、可とう性の継手を使用する。ただし、マンホール偏心等により可とう継手が使用できない場合や、管きょの勾配が150%を超えた場合は、ゴム輪受口マンホール継手にて施工し、さらに管口の防護を施工する。</p> <p>(カ)マンホール内の段差が60cm以上の場合は副管を設置する。ただし、0号マンホール、小型組立2号及び小型組立1号マンホールには副管は使用しない。 また、副管については原則として外副管とすることとし、施工上の都合等で外副管が困難な場合は、関係課と協議のうえ内副管とすることができる。 ただし、内副管を設置するマンホールは2号マンホール以上を原則とし、副管部清掃用足掛金物を設置することとする。</p> <p>(6)曲管の使用 現場条件等により曲管の使用が必要と判断される場合は、1スパン当たり22°1/2以下の曲管を3箇所まで使用することができる。</p> <p>なお、原則として縦断方向の曲管は使用できない。</p> <p>(7)管基礎 硬質塩化ビニル管等の可とう性管きょは、原則として自由支承の砂基礎とする。</p> <p>(8)ソイルセメント基礎工 管きょ勾配が200%を超える場合は、ソイルセメントを管基礎材料とする。</p> <p>(9)浸食防止工 マンホール下流の管きょの勾配が100%以上の場合、当該マンホール下流に浸食防止壁（ソイルセメント）を設置する。</p> <p>3.マンホール(汚水ます)の設置について</p> <p>(1)マンホールは、管理上必要な箇所、管きょの起点及び会合する箇所に設置する。</p> <p>(2)マンホール(汚水ます)の最大間隔は原則として75mとする。</p> <p>(3)選定基準 (ア)マンホールは、組立1号マンホールを標準とするが、やむを得ず地下埋設物等により組立1号マンホールが設置できない場合には、組立0号マンホール、組立楕円マンホール、小型組立2号マンホール、小型組立1号マンホール、1号汚水ます、掃除口Ⅲ型の順で選定する。但し、1号汚水ます、掃除口Ⅲ型を設置する場合は事前に関係課と協議をおこなうこととする。</p> <p>(イ)会合マンホールは、1号マンホール以上を原則とする。</p>	<p><b>(6)副管の設置</b> マンホール内の段差が60cm以上の場合は副管を設置する。ただし、小型組立2号及び小型組立1号マンホールには副管は使用しない。 また、副管については原則として外副管とする。</p> <p><b>(7)曲管の使用</b> 現場条件等により曲管の使用が必要と判断される場合は、1スパン当たり22°1/2以下の曲管を3箇所まで使用することができる。ただし、φ150の場合、原則22°1/2の曲管は1スパン当たり1箇所までとする。</p> <p>なお、原則として縦断方向の曲管は使用できない。</p> <p>3.マンホールの設置について</p> <p>(1)マンホールは、管理上必要な箇所、管きょの起点及び会合する箇所に設置する。</p> <p>(2)マンホールの最大間隔は原則として75mとする。</p> <p>(3)選定基準 マンホールは、組立1号マンホールを標準とする。 ただし、行き止まりの里道・私道の起点マンホールについては、小型組立2号マンホールを標準とする。</p>	<p>「開発行為等における汚水排水施設の整備に関する手引き」に準じ修正 0号MH削除 内副管削除</p> <p>「汚水管路施設工事設計マニュアル」に準じ修正</p> <p>「汚水管路施設工事設計マニュアル」に準じ修正 汚水ます削除</p>
--	--	---

(ウ) 中間マンホールは、組立楕円マンホール、小型組立2号マンホール又は小型組立1号マンホールとすることができる。ただし、小型組立2号マンホール以下の大きさのものは、連続の設置を避けることとする。  
また、下記を使用条件とする。

条件表			
項目		小型組立1号マンホール	小型組立2号マンホール
深さ		2.5m以下	2.5m以下
マンホール	適用口径	φ200以下	φ250以下
	継手	VP,VU,HP,TP	VP,VU,HP,TP
可とう性	適用口径	φ200以下	φ250以下
	継手	VP,VU	VP,VU,HP,TP ※HP,TPは200・150のみ

(エ) 起点マンホールは、組立楕円マンホールとすることができる。  
ただし、行き止まりの里道・私道については、小型組立2号マンホール又は小型組立1号マンホールとすることができる。

(4) マンホール鉄蓋は、次の適用区分に従って使用する。

鉄蓋の種類	設置の適用区分	設計荷重
鹿 600 T-14 鹿 300 T-14 鹿 300 T-14(防護蓋) 鹿 200 T-14(防護蓋) 鹿 150 T-14(防護蓋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型車の通行の少ない道路又は歩道</li> <li>幅員 5.5m 未満（側溝を除く）の道路（いわゆるダンプ街道等の特殊道路は除く）又は歩道</li> </ul>	T-14
鹿 600 T-25 鹿 300 T-25 鹿 300 T-25(防護蓋) 鹿 200 T-25(防護蓋) 鹿 150 T-25(防護蓋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路一般</li> <li>幅員 5.5m 以上の道路</li> </ul>	T-25

(5) マンホール内の圧力に伴い蓋の浮上が予想される以下の箇所については、浮上防止型のマンホール鉄蓋とする。

- ① 地形的に急傾面から緩斜面への変化点
- ② 管路断面の縮小部とその上流マンホール
- ③ 管きよの急曲部（合流地点を含む）
- ④ 伏越し部とその上流マンホール

(6) 滑り止め舗装の道路については、スリップ防止型マンホール鉄蓋を原則とする。

(7) マンホール蓋とマンホール躯体との間に 5 cm 又は 10 cm の調整リングを 2 段設ける。ただし、小型組立1号マンホールの調整リングは 10 cm を 2 段(20cm)か 10 cm と 15 cm を組み合わせ(25cm) で使用することとする。

また、受枠と調整リングの高さ調整は調整駒で行い、超速硬流動性モルタルを使用し仕上げる。

(4) マンホール鉄蓋は、次の適用区分に従って使用する。

設計荷重	設置の適用区分
T-14	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型車の通行の少ない道路又は歩道</li> <li>幅員 5.5m 未満（側溝を除く）の道路（いわゆるダンプ街道等の特殊道路は除く）又は歩道</li> </ul>
T-25	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路一般</li> <li>幅員 5.5m 以上の道路</li> </ul>

(5) マンホール内の圧力に伴い蓋の浮上が予想される以下の箇所については、浮上防止型のマンホール鉄蓋とする。

- ① 地形的に急傾面から緩斜面への変化点
- ② 管路断面の縮小部とその上流マンホール
- ③ 管きよの急曲部（合流地点を含む）
- ④ 伏越し部とその上流マンホール

(6) 道路勾配が 7% を超える場合や滑り止め舗装の道路については、スリップ防止型マンホール鉄蓋を原則とする。

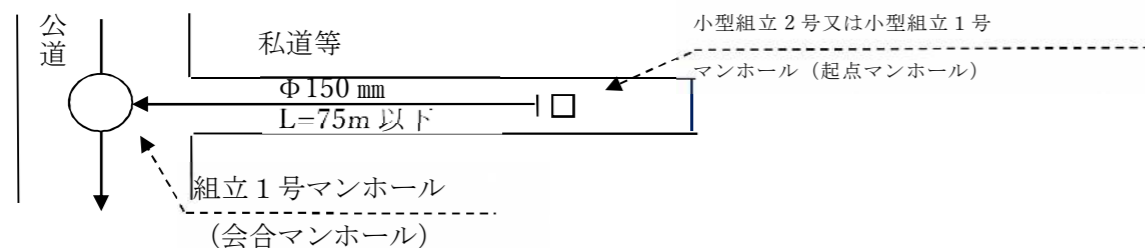
表の修正

「開発行為等における汚水排水施設の整備に関する手引き」に準じ修正  
(7)(8)は施工方法のため削除

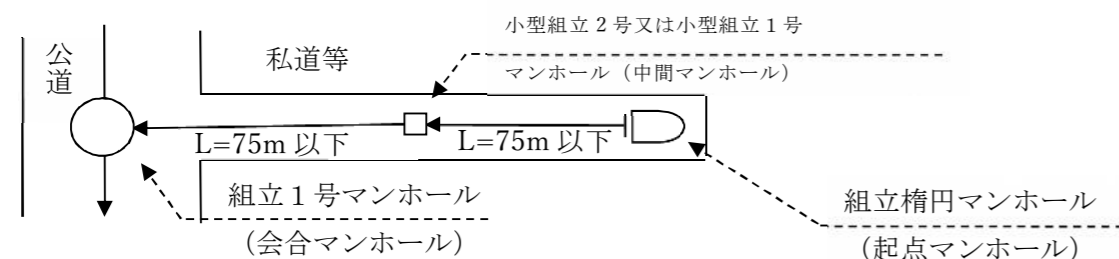
(8) 足掛け金物は、壁天端からインバートまで30cmピッチで設置することを標準とする。

(9) マンホール設置標準図は次のとおりとする。

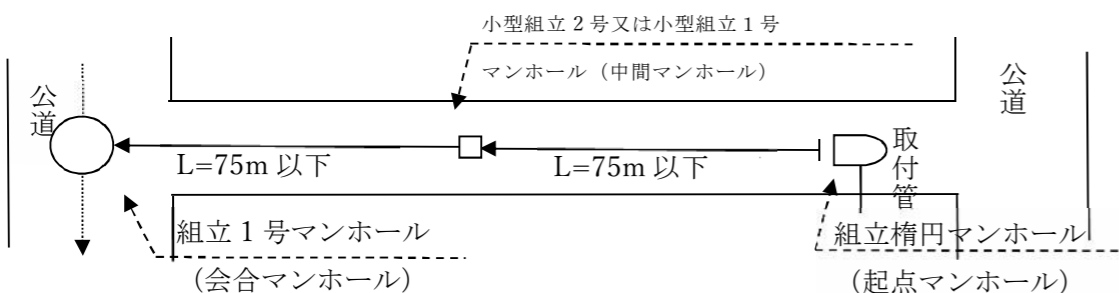
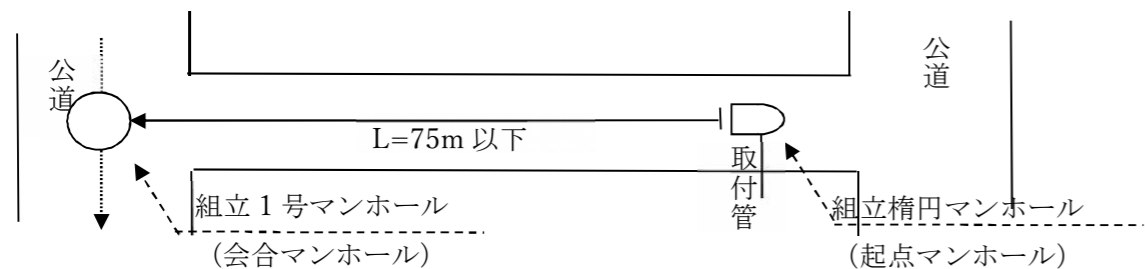
(ア) 行き止まりの里道・私道で管体延長が75m以下の場合



(イ) 行き止まりの里道・私道で管体延長が75mを超える場合



(ウ) 公道及び両端が公道に面する道路の場合



※中間マンホールは、小型組立2号マンホール以下の大きさのものは、連続の設置を避けることとする。

4. 取付管について

- (1) 取付管の最小口径はφ100mmとする。
- (2) 取付管φ100mm及びφ150mmの最小勾配は10‰とする。
- (3) 取付管の道路での最小土被りは、宅地境界地点で0.9mとする。ただし、排水設備を考慮した深さとする。

(9)削除

4. 取付管について

- (1) 取付管の最小口径はφ100mmとする。
- (2) 取付管φ100mm及びφ150mmの最小勾配は10‰とする。
- (3) 取付管の道路での最小土被りは、宅地境界地点で0.9mとする。ただし、排水設備を考慮した深さとする。

管工事（排水）無償譲渡の審査基準（新旧対照表）

<p>(4)取付管延長は、取付管口径の120倍以下とする。</p> <p>(5)取付管曲管は、原則として取付管1本につき1個とし、縦断方向使用とする。</p> <p>(6)支管については、取付管用90°支管（ゴム輪受口）を使用する。</p> <p>(7)支管施工方法は特殊接合剤を取付管用90°支管に塗布後、焼きなまし番線（#12）または、ステンレスバンド（SUS304）で装着させ、支管からはみ出した接合剤は、本管とすり合わせる。なお、特に本管せん孔部分にはみ出した接合剤は、入念にすり合わせ余分なものはふき取る。</p> <p>(8)マンホール直入の取付管施工については、ゴム輪受口マンホール継手（上流用）で施工し、管口の防護を設ける方法かマンホール用可とう継手を使用する方法とする。</p> <p>(9)取付管位置標示のため、道路官民境界部分か宅地内の道路官民境界50cmの部分に、標示ピン又は木杭を打ち込み、宅地内は、取付管にビニルひもを結び、宅地内で確認できるように地表面に出して標示すること。</p> <p>5. 準拠する図書          工事の設計及び施行については、この基準のほか、「下水道土木工事一般仕様書」（鹿児島市水道局下水道部）、「汚水管路施設設計標準図」（鹿児島市水道局下水道部）、「下水道土木工事施工管理基準」（鹿児島市水道局下水道部）、「開発行為等における汚水排水施設の整備に関する手引き」（鹿児島市水道局下水道部）、「下水道施設計画・設計指針と解説」（社団法人日本下水道協会）、「排水設備工事施行基準」（鹿児島市水道局）に準じて行なうものとする。</p> <p>6. その他          上記以外の事項について疑義が生じた場合は、関係課と協議のうえ実施するものとする。</p> <p>7. 施工期日          この基準は平成12年10月2日から施行する。</p> <p>付則（平成13年3月9日一部修正）          この基準は平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付則（平成18年3月一部修正）          この基準は平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付則（平成21年3月一部修正）          この基準は平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>(4)取付管は、原則として1宅地（区画）に1本設置する。</p> <p>(5)取付管を設置する施工範囲は、管きょから宅地内50cmまでとする。</p> <p>(6)取付管延長は、取付管口径の120倍以下とする。</p> <p>(7)取付管曲管は、原則として取付管1本につき1個とし、縦断方向使用とする。</p> <p>5. 準拠する図書          工事の設計は、この基準のほか、「汚水管路施設設計標準図」（鹿児島市水道局下水道部）、「開発行為等における汚水排水施設の整備に関する手引き」（鹿児島市水道局下水道部）、「下水道施設計画・設計指針と解説」（社団法人日本下水道協会）を準拠するものとする。</p> <p>施工は、「汚水管路施設設計標準図」（鹿児島市水道局下水道部）、「下水道土木工事一般仕様書」（鹿児島市水道局下水道部）、「下水道土木工事施工管理基準」（鹿児島市水道局下水道部）、「排水設備工事施行基準」（鹿児島市水道局）を準拠するものとする。</p> <p>6. その他          上記以外の事項について疑義が生じた場合は、関係課と協議のうえ実施するものとする。</p> <p>7. 施工期日          この基準は平成12年10月2日から施行する。</p> <p>付則（平成13年3月9日一部修正）          この基準は平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付則（平成18年3月一部修正）          この基準は平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付則（平成21年3月一部修正）          この基準は平成21年4月1日から施行する。</p> <p>付則（令和6年3月25日一部修正）          この基準は令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(4)(5)「開発行為等における汚水排水施設の整備に関する手引き」に準じ修正</p> <p>(6)(7)(8)(9)は施工方法のため削除</p> <p>文言修正</p>
---	---	---